

**令和5年度 第1回埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要**

- 1 日時 令和5年11月9日 午前10時00分～11時30分
- 2 場所 WEB会議
- 3 出席委員
久保田委員、水村委員、國松委員、桜井委員、小林委員、伊藤委員、
関根委員、八幡委員
出席 8人
欠席 4人
- 4 配布資料 別紙のとおり
- 5 会議概要
【議事】
(1) 福祉のまちづくり関連事業について
(2) 埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

※主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

(1) 福祉のまちづくり関連事業について

(事務局説明)

《久保田会長》

何か質問等があればお願いします。

《國松委員》

ユニバーサルデザインの推進事業について令和5年度の研修会の講師はどのような人を予定しているか。

《事務局（文化振興課）》

ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの方を予定している。

《國松委員》

具体的に誰かは決まってないのか。

《事務局（文化振興課）》

建築士の方にお願ひする方向で調整しているが、まだ正式に決まっていない。

《水村委員》

今の普及啓発のことと関連するが、具体的なものがあるということではないか、個人的に非常に考えてしまった出来事がある。自宅の近くの公園に、レイズドベッドという車椅子の利用の方でもアプローチして土がいじれるような、園芸のためのものが置かれたことがあった。

私自身それは、こうしたUDとかインクルーシブ社会を実現することへのアプローチというふうに理解していたが、同じ公園を利用する方から、こんなわけのわからない無駄なものを置いて何考えているかわからないというような愚痴を聞いたことがある。それに対してこれは車椅子の方などがアプローチをして、他の方と同じように園芸ができるための、そうした配慮の一環であるということをお伝えしたら納得いただいたことがあった。

こうした整備が進んでいる中で、普及啓発事業のスピーカーとなる方とかその研修に参加する方は関心があるので、いろいろなことの重要性とか或いはこ

うした公園の遊具の意味がわかると思うが、意外に一般の方は知らないということを感じた。

その指摘をした方は高齢の方で、こんなことにお金かけるのだったら高齢者に何とかしてくれればいいのかという論調であった。

そういう意味では、普及のあり方をもう一歩進めないといけないのではないかなというふうに思っている。理念的な意味で、いろいろな人とともに社会を作るということを普及すると同時に資料の写真にあるような新しく導入する遊具の意味など、細かいことを伝えないと、社会の中でいろいろな配慮がされているということは一般の人に伝わらないのではないかと思う。

今後普及事業をもう一歩進んで、こうしたことに関心がない方とかあまり意識がしていない方にも届くような工夫というのを、考えていっていただけるといいなというふうに感じている。

《國松委員》

資料13ページのタクシーバリアフリー化促進事業とあるが、ユニバーサルデザインタクシーについては、大型の車椅子の場合には乗れないという話をきいている。そういったことをふまえ、今のユニバーサルデザインタクシーを新しくもう少し前に進めるような研究がされているのか伺う。

《事務局（交通政策課）》

現状ではユニバーサルデザインタクシーの型を変更するという話については聞いていない。大型の車椅子が乗れないということについてはどのような方から聞いたか。

《國松委員》

いろいろなところから話を聞いている。さらにもう一歩進めるような取組があるのかどうか伺いたい。

《事務局（交通政策課）》

タクシー事業者や福祉団体等の打ち合わせや意見交換することもあるが、車椅子が入らないという話は聞いていない。現状のユニバーサルデザインタクシーの構造を変えるという話については伺っておらず、検討もしていない。

《久保田会長》

もし今後具体的な事例が出てきましたら、対応をよろしくお願ひしたい。

(2) 埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

(事務局説明)

《久保田会長》

制度が開始して9日目だが、利用証の申請受付の状況はいかがか。

《事務局（福祉政策課）》

1日から利用証の交付申請を障害のある方などから受け付けている。県内の各市町村の窓口で受け付けを行っており全体の交付件数の状況についてはまだ把握できていないが、いくつかの市へ確認したところ、すでに多くの申請を受けているところもあるときいている。県では電子申請を受け付けているが、すでに数100件の申請を受けている。

《八幡委員》

制度の周知について県のSNS等でも発信しているということだが、県のInstagramを見たところ、まだこの制度に関する案内は載っていないようである。私は大学で働いており、実際に学生と接している中で若い人たちはXやInstagramのハッシュタグを検索しながらいろいろな情報を探していく場面が多いと聞いている。可能であれば、埼玉県のInstagramのアカウントにもこの制度のことについて、観光地の情報とともに載せると、障害がある方や高齢の方も、こういう制度があるから、移動しやすくなるから申請してみようと思うのではないかと感じた。

《事務局（福祉政策課）》

県ではInstagramに加え、ラインやX、フェイスブックなど複数のSNSがある。ラインやフェイスブックやXでは、すでに記事を掲載しているが、Instagramについてはまだ掲載していない。今のアドバイスを参考にInstagramの活用についても検討したい。

《小林委員》

利用証について、妊産婦用については期限付きということであるが、それ以外のものについては例えば高齢でお亡くなりになったりした場合には利用証の返還については考えているのか。期間が過ぎたら使えなくなるのかと思うが、それでも車に掲げると期間までは見えないから使ってしまうということもあるのではないと思うが、不正利用がされないように返還はしてもらうのか。

《事務局（福祉政策課）》

利用証の返還につきましてですが、青や緑色の利用証については、障害の程度については固定されているものということがあるので期限を設定していないが、亡くなった場合も含めて要件に該当しなくなった際には、返却いただくよう、交付時に渡す注意事項を記載した資料やホームページの方でも記載している。

《小林委員》

ゆくゆくは利用証がないと対象区画に停められなくなるということになるのか。

《事務局（福祉政策課）》

この制度を広く普及することで、対象の方には利用証を取得していただき、表示していただくことが、重要と考える。罰則を設けている制度ではないため、状況によっては、利用証がない場合でも、必要な方であれば停められるという形にはなるが、方向性としては、利用証を掲示して停めていただくよう、周知をしていきたいと考えている。

《國松委員》

パーキング・パーミット制度については、この協議会でも随分昔から議論されてきた。当時は、多くの委員や障害者団体も、制度を導入することに反対という方がかなり多く導入が進まなかった。当時の会長は導入の推進に向けて議題されていたが導入には至らなかった。資料にある制度の導入の効果は、当時からも出ており、皆さんそのことについては納得していたが、基本はまず制度の導入よりマナーアップが大事ということで進まなかったが、1・2年前からまた話題になってきたということは聞いていたが、どのような経緯で、制度導入に関する考え方が変わってきたのか伺う。

《事務局（福祉政策課）》

パーキング・パーミット制度の導入については、今までの議論の中で普及啓発が大事ということで進めてきましたけれども、この何年かで関係団体などのアンケート等も行うなど、その中で制度の導入について前向きな意見も出てきておりました。

また、例えば制度の設計においては、今回利用証を車椅子用とそれ以外の高齢者等のものに分けることで、車椅子を利用される方が、幅の広い区画が利用しやすくなるように、制度設計している。

さらに、国において一昨年度から検討会が行われ、昨年度末に出されたガイドラインにおいても、制度の導入を推進されている。

あわせて、すでに同様の制度を41府県で導入しており、令和3年度には、千葉県も制度を開始したこともある。導入の効果についても、実際に導入した県におい

ては不適正利用の抑制があるということも伺っており、この協議会においても議論していただき、制度導入に向けて検討を進めていく方向で議論をいただいておりますので、そういったことを踏まえましてこのたに制度を導入することした。

《水村委員》

歩行が困難な方という表現にした場合にかなり限定的な表現になっていると思うので、その辺りの表現を少し和らげた方が自分も該当すると考え、エントリーする方が出てくるのではないかと思います。

また、上肢障害2級以上の場合、腕の長さが短いわけだが、3級や4級の方でも今お話したように、ものを持って運ぶことが大変な方もいるので、出発点としては移動が困難というのは当然だと思うが、もう少し今後はその幅も広げていただけると、ニーズがある方がいるのでそうした方に届くのではないかと思います。

《事務局（福祉政策課）》

今回制度の対象者は足の障害だけではなく視覚障害の方など含めて広く設定している。現在の制度案内の表記については歩行困難という表現使っているが、意見を参考にしてより対象の方がわかりやすくなるような表記について検討する。

また、上肢障害の対象の範囲につきましては2級以上と設定しているが、これはすでに制度を導入している他県の対象者の範囲を参考にしながら設定している。要件に該当しない場合でも、けが人の方などもそうだが、状況によっては診断書を提出いただき歩行が難しいということが確認できれば対象とできることとしているの、そういったところで対象とできる場合もあると考えている。対象の範囲の拡大等については、今後いろいろな意見をいただきながら、皆様の意見も伺いながら検討させていただきたい。

《久保田会長》

改善すべきところは改善をお願いします。

以上で令和5年度第1回福祉のまちづくり推進協議会は終了する。

【終】